



## 記者発表資料

# 国道20号八王子南バイパス事業認定申請に向けた説明会を開催します。

一般国道20号改築工事（八王子南バイパス・東京都八王子市寺田町地内から同市館町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事については、これまで多くの地権者のご協力を得て、現在、約93%の用地を取得（平成28年2月末現在）し、順次工事を実施しているところです。

残る用地については、地権者の方々との交渉を重ねているところですが、一部の方のご協力が得られておらず、現時点では用地取得の目途が立たない状況となっています。このため、任意での交渉だけではなく、土地収用法に基づく用地取得も視野に入れ、所要の手続きに着手することにしました。

つきましては、事業認定申請に向け、土地収用法第15条の14に基づき、当該事業の目的および内容に関する説明会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

日時：平成28年3月17日（木）19時～20時30分  
（受付開始18時30分）

会場：八王子スクエアビル12階 八王子市学園都市センター イベントホール

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会

都庁記者クラブ、八王子記者クラブ、立川市政記者クラブ、青梅・西多摩記者クラブ

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

TEL 042-643-2001（代表）

副所長（技術） 石浜 康賢 調査課長 松澤 義明

## 「国道20号八王子南バイパス」に関する 説明会の開催について

土地収用法第15条の14に基づき、事業の目的及び内容に関する説明会を次のとおり開催します。

### ○起業者の名称及び住所

国土交通大臣（東京都千代田区霞が関二丁目一番三号）

### ○事業の種類

一般国道20号改築工事（八王子南バイパス・東京都八王子市寺田町地内から同市館町地内まで）及びこれに伴う市道付替工事

### ○事業の施行を予定する土地の所在

東京都八王子市寺田町地内から同市館町地内まで

### ○開催日時・会場

平成28年3月17日（木） 19時～20時30分  
（受付開始18時30分）

八王子スクエアビル12階

八王子市学園都市センター イベントホール

（住所：八王子市旭町9番1号）

※別紙参照

### ○主催

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

### ○説明会に関する問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所

電話 042-643-2001（代表）

## 会場案内図

会場：八王子スクエアビル 1 2 階

八王子市学園都市センター イベントホール

(住所：八王子市旭町 9 番 1 号)

交通アクセス：

○JR線

中央本線、八高線、横浜線

八王子駅北口から徒歩5分

※ 駐車場に限りがございますので、公共交通機関をご利用ください。



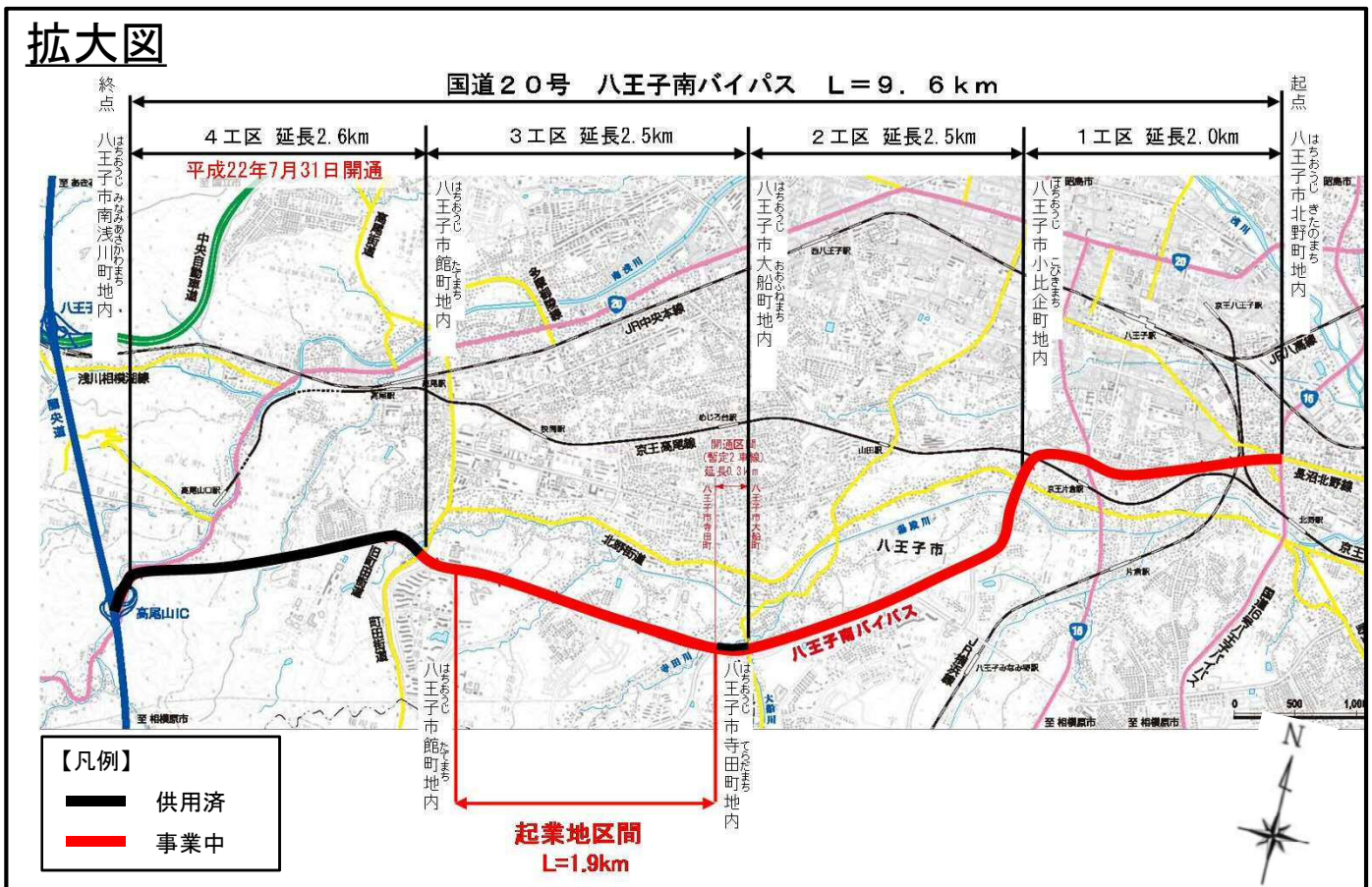
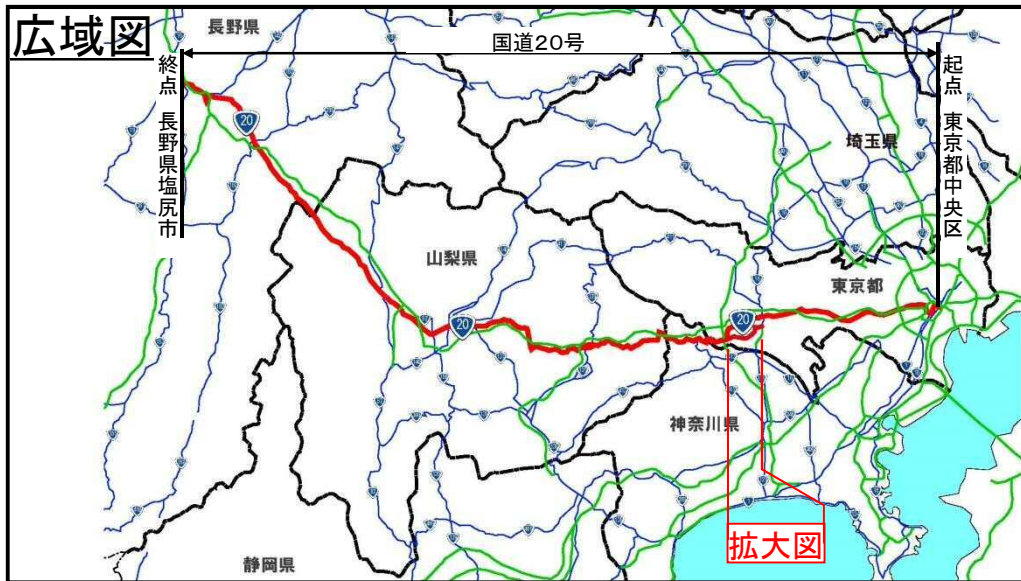
# 路線の概要（国道20号八王子南バイパス）

国道20号は、東京都中央区を起点とし、神奈川県相模原市、山梨県甲府市等を経由して、長野県塩尻市に至る総延長約233kmの路線であり、古くから甲州街道として東京都と甲信地方の主要都市を結び、沿線地域の社会、経済活動及び日常生活を支える主要幹線道路です。

八王子南バイパスは、八王子市域の混雑緩和と交通安全の確保とともに、圏央道の高尾山ICと接続し、圏央道のアクセス道路として、行動圏の拡大、移動時間の短縮を目的とした、八王子市北野町から同市南浅川町までの延長9.6kmのバイパス事業です。

なお、平成28年2月末現在で起業地区間の用地取得率は約93%となっております。

※用地取得率は平成28年2月末現在（件数ベース）です。



## 「土地収用法の事業認定」とは

土地収用法は、憲法第29条第3項の「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」との規定に基づき、「公共の利益となる事業に必要な土地等の収用又は使用に関し(中略)、公共の利益の増進と私有財産との調整を図り、もつて国土の適正且つ合理的な利用に寄与すること」を目的として定められたものです。

事業認定手続は、この土地収用法の手続の一つであり、国土交通大臣または都道府県知事(事業認定庁)が、申請に係る事業が『高い公共性を有し、かつ土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであることを審査し、当該事業のために土地等を収用又は使用する必要があること』について認定する手続です。

### 土地収用法(昭和二十六年六月九日法律第二百十九号)

#### (事業の説明)

第十五条の十四 起業者は、次条の規定による事業の認定を受けようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定める説明会の開催その他の措置を講じて、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明しなければならない。

#### (事業の認定)

第十六条 起業者は、当該事業又は当該事業の施行により必要を生じた第三条各号の一に該当するものに関する事業(以下「関連事業」という。)のために土地を収用し、又は使用しようとするときは、この節の定めるところに従い、事業の認定を受けなければならない。

## 土地収用法の手続きの主な流れ

